⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法に準じて、任意で大気質、騒音、振動について環境影響への調査を実施しており、その結果によると環境基準等を満足するとされている。また、工事期間中の大気質（粉じん）は、改変後の裸地等への散水や、資機材運搬車両のタイヤ洗浄を行い、騒音は、低騒音型の建設機械を利用する等の対策をすることとしている。なお、沿線の学校における騒音については、一部区間で学校環境衛生基準を超過することから、関係機関と調整のうえ、遮音壁の設置、校舎の窓の閉め切り等の環境保全措置を講ずることとしている。

また、上記環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているオンガスジシマドジョウ及びシルビアシジミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマトシマドジョウ、ミナミメダカ、クルマヒラマキガイ、キイロコガシラミズムシ、カスミサンショウウオ及びサシバその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、ミズマツバ及びマヤランその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が残されていることなどから影響がない又は小さいと予測された種以外については、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、マヤラン及びミゾコウジュについては、確認地点近傍の県有地内の生育適地に移植を行うこととし、定期的に事後観察を行うこととしている。また、キイロコガシラミズムシ等の水域生息種については、工事期間中に発生する濁水対策を行い、さらに、サシバについては、渡来状況についてモニタリングを行い、繁殖が確認された場合は、近隣における工事の時期を配慮することとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、福岡県教育委員会と協議を行い、既に記録保存を含む適切な措置を講じている。なお、今後、工事の実施により遺構等が確認された場合は、起業者は福岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑を解消し、線形等の良好な道路を整備することを目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく４車線及び２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった東側バイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案、西側バイパス案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地面積及び支障物件が最も少ないこと、構造物の延長は中位であるものの、その他の工事は一般的な土工事であり、工事の難易度は低く、また、工事期間中の現道の交通規制も生じないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その解消を図る必要があること、幅員狭小及び線形不良区間等が存在するなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、大任町長を会長とする田川地域国道整備促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県田川郡香春町役場及び田川郡大任町役場

告示事項

関東地方整備局公示

利根川水系江戸川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成27年12月11日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県三郷市早稲田一丁目地先

⑵　当該工作物を除却した日　平成27年10月１日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　平成27年10月１日

⑵　保管の場所　埼玉県三郷市新和２－442

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　千葉県野田市宮崎134　国土交通省関東地方整備局　江戸川河川事務所占用調整課　電話04－7125－7320